



4 生活保護

4-1 生活保護とは

家計を支えていた人の死亡や、病気、けがなどにより、収入が減ったりなくなったりして生活に困っている人や、その家族に対して必要な保護を行い、自立を援助する制度です。

生活保護を受けるためには、まず各自がその持てる能力に応じて、最善の努力をすることが必要です。

そのような努力をしても最低生活が維持できない場合に、はじめて保護が行われます。

生活保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることを原則としますが、日本に住む外国人の世帯も日本人の世帯と同様の要件を満たせば、生活保護法に準じ予算措置として、生活保護を受ける

ことができることとなっています。

保護を受ける場合はさまざまな条件がありますので、詳しくは市区町村の役所までお問い合わせください。